

令和5年度  
おしごとの  
ごみ説明会

# 事業系一般廃棄物の処理 について



さいたま市環境局資源循環推進部  
廃棄物対策課事業系ごみ係

## 事業系一般廃棄物とは

---

事業活動に伴って排出された廃棄物の中で  
産業廃棄物以外のすべての廃棄物

じゃあ、何が産業廃棄物か  
分かってないと！



# おさらい 産業廃棄物とは(20種類)

	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの(業種限定無し)	(1) 燃え殻	廃棄物焼却灰、炉清掃排出物 等
	(2) 汚泥	ビルピット汚泥、グリストラップ汚泥、建設汚泥 等
	(3) 廃油	給食室などの揚げ油、動植物性油、絶縁油 等
	(4) 廃酸	廃硫酸、写真定着廃液などのすべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	アンモニア廃液、写真現像廃液などすべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	ビニール製品、発泡スチロール、プラスチック製品、合成ゴム製品、合成繊維、廃タイヤ 等
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄くず、銅線くず、食用缶等の金属製のもの
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、陶磁器類、レンガくず、廃石膏ボード、製造過程から生ずるアスファルト・コンクリートくず 等
	(10) 鋳さい	高炉・平炉・電気炉の残さい、鋳物廃砂 等
	(11) がれき類	工作物の新築・改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片 等
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設等において発生するばいじん等で集じん機で集められたもの

	種類	具体的な例
排出する業種が限られているもの	(13) 紙くず	建設業（工作物の新築・改築・除去により生じたもの）、パルプ・紙・紙加工製造業、出版業、製本業等の事業活動に伴って生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業（工作物の新築・改築・除去により生じたもの）、木製品製造業、物品賃貸業等の事業活動に伴って生じる木くず、貨物の流通に使用したパレット
	(15) 繊維くず	建設業（工作物の新築・改築・除去により生じたもの）、繊維工業の事業活動に伴って生じる繊維くず
	(16) 動物性固形不要物	と畜場でとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20) 政令第13号廃棄物	汚泥のコンクリート固化物など、産業廃棄物を処分するために処理したもの

# 事業系一般廃棄物の処理方法①

---

① 自分で処理する

② 業者に委託する

# 事業系一般廃棄物の処理方法①

---

## ① 自分で処理する

- 自分で市の環境センターやリサイクル施設等に運搬する
- 自分の処理施設で処理

## ② 業者に委託する

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者に市の環境センター等に運搬してもらう

# 事業系一般廃棄物の処理方法②

---

① 資源物として処理

② 焼却処分

# 事業系一般廃棄物の処理方法②

---

## ① 資源物として処理

- ・剪定枝・刈草など：市が許可している処分業者でリサイクル
- ・繊維くず(天然繊維)：登録廃棄物再生事業者でリサイクル
- ・紙くず：市の指定施設(エコペーパーリサイクルセンター見沼)でリサイクル  
：登録廃棄物再生事業者でリサイクル

## ② 焼却処分

- ・市の環境センターで焼却処分



# 事業系廃棄物の処理の特例※さいたま市限定

---

## 飲料ビン、飲料かん、ペットボトル

本来は、産業廃棄物(ガラス、金属、廃プラスチック)なので、産業廃棄物として処理する必要がある

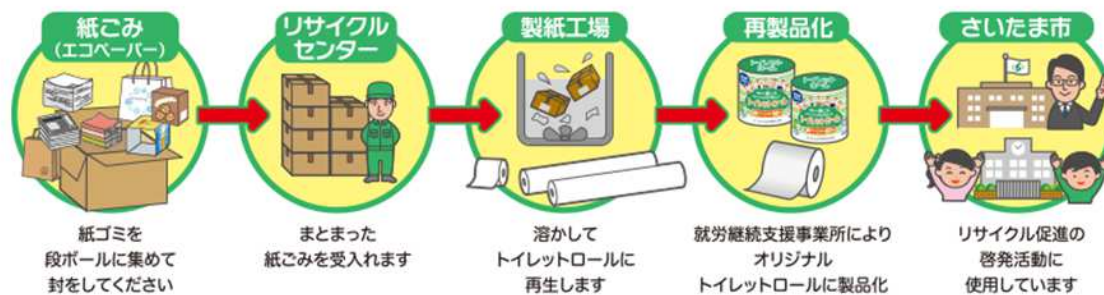
ただし、さいたま市では

- ・飲料ビン・飲料かん：東部環境センターリサイクル施設で受入
- ・ペットボトル：市内の事業者に売却の場合には、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬可能

# エコペーパーリサイクルセンター見沼

## 目的ある製品づくりのための原料へ

NPO法人エコシステムさいたまは、従来リサイクルされずに焼却されていた「事業系一般ごみの中のリサイクル可能な紙ごみ」を、さいたま市より受託した事業系資源物(紙ごみ)のリサイクル事業として、さいたま市と協働で確立したリサイクルルートで実施しております。更に、紙ごみのリサイクルをより向上させるために、一環したリサイクルシステムのサービスを提供し、さいたま市内の社会貢献型循環リサイクルを目指しています。



出典：NPO法人エコシステムさいたまHP

# エコペーパーリサイクルセンター見沼

---

- ・紙ごみを段ボールに入れて搬入、段ボールのまま溶解してリサイクル
- ・減免措置が受けられるため、環境センターで焼却処分するより安い

環境にやさしく、お財布にもやさしい！



# 家庭ごみと事業系一般廃棄物の違い

	家庭ごみ	事業系一般廃棄物
収集	市が回収する	自分で運ぶ 契約した業者に運搬してもらう
処分	市の環境センターで処分	市の環境センターで処分 ※産業廃棄物は民間施設で処分
費用	基本的に無料(例外あり)	運搬・処分ともに費用が必要

※さいたま市の場合

# 最後に

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（法第3条第1項）
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量等に努めるとともに～  
（法第3条第2項）

## 排出事業者責任

事業者の責任  
は重いよね

